

## 自然災害等及び気象警報による授業等の取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、自然災害等に伴い交通機関が運行されない場合及び気象警報が発表された場合の授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

### (休講の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合、休講又は試験延期（休講等）の措置を講じることとする。

- (1) 自然災害や事件・事故、ストライキ等に伴い各キャンパスの最寄り駅を運行する全路線の電車が運行停止した場合
  - ① 幕張キャンパスの最寄り駅は J R 幕張駅、海浜幕張駅及び京成幕張駅とし、全路線とは、J R 総武線各停、京葉線の全路線、及び京成千葉線とする
  - ② 仁戸名キャンパス最寄り駅は J R 千葉駅、蘇我駅、鎌取駅及び京成大森台駅とし、全路線とは J R（総武線各停、内房線、外房線、総武本線、総武線快速、成田線、京葉線）の全路線かつ京成千原線とする
- (2) 千葉市を対象に、気象庁が発表する特別警報（波浪を除く大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮の5種類）、暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

### (自然災害等による休講の基準時点及び対応)

第4条 前条第1号の規定に基づく休講等の措置を講じる場合の基準時点及び対応は次のとおりとする。

- (1) 午前6時の時点で運行していない場合又は午前6時から午前の授業開始時刻20分前までに新たに運行停止となった場合（一時的な運行停止を除く）、第1時限及び第2時限の授業等を休講とする。
- (2) 午前10時の時点で運行していない場合、又は午前10時から午後の授業開始時刻20分前までに新たに運行停止となった場合（一時的な運行停止を除く）、第3時限から第5時限の授業等を休講とする。

(警報発令による休講等の基準時点及び対応)

第5条 第3条第2号の規定に基づく休講等の措置を講じる場合の基準時点及び対応は次のとおりとする。

- (1) 午前6時の時点で各警報が発令中の場合又は午前6時から午前の授業開始時間までの間に新たに各警報が発令された場合、第1時限及び第2時限の授業を休講とする。
- (2) 午前10時の時点で各警報が発令中の場合又は午前10時から午後の授業開始時間までの間に新たに各警報が発令された場合、第3時限から第5時限の授業を休講とする。

(休講等の措置の判断)

第6条 第3条によるもののほか、学長が、学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、全学又はキャンパスごとに休講等の措置を講じることができるものとする。

- 2 学科長又は専攻長が、学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、学科又は専攻ごとに休講等の措置を講じることができるものとする。

(休講等の周知)

第7条 第3条又は第6条の規定による休講等の措置を講ずる場合は、決定後、Microsoft Teams 等を用いて学生及び関係者に周知する。

(救済措置)

第8条 第3条又は第6条の規定による休講の措置をとらない場合であっても、居住地又は通学経路内における自然災害の発生や特別警報等の発令等やむを得ない理由により学生が授業に出席できなかった場合、当該学生は原則1週間以内に交通機関発行の証明書等を添えて「欠席届」を授業担当教員に提出するものとし、授業担当教員は、当該学生に対し、欠席による不利益を与えないよう配慮するものとする。

- 2 授業を休講した場合は、予定されていた時限での授業は行わないが、必要に応じて補講を行う。
- 3 延期となった定期試験については、日時を改めて行う。

(警報等の確認方法)

第9条 公共交通機関の運行状況の確認は、インターネット・テレビ・ラジオのニュースにより、各人が確認するものとする。

- 2 各警報の発表状況の確認は、気象庁ホームページ(「ホーム」>「防災情報」>「気象警報・注意報」・「雨雲の動き」)により、各人が確認するものとする。

(実習等)

第10条 学外での実習等の時は、当該実習の担当教員の指示によるものとする。担当教員は、警報等が発令されていない地域で実施し、かつ警報等が発令されていない地域を移動して学生が参加できる場合は実施することができる。

(オンラインによる遠隔授業)

第11条 オンラインで実施される授業については、本要項の措置を適用しない。

- 2 自然災害等による理由により遠隔授業に出席できなかった場合、原則その日から1週間以内に、出席できなかった理由書を添えて、「欠席届」を授業担当教員に提出するものとする。
- 3 気象災害により対面で予定されていた授業を、対面での補講又はオンデマンド授業による授業を実施する。オンデマンドによる遠隔授業に切り替える場合は、担当教員は Teams、メールなどでその旨を周知徹底するものとする。オンライン(リアルタイム)での遠隔授業に切り替える場合、担当教員はオンライン遠隔授業に切り替える旨の通知から授業開始までに十分な時間を確保するように配慮するものとする。

(その他)

第12条 休講等を措置した場合は、原則として、課外活動も全て活動中止とするとともに、学生の学内施設利用を原則禁止する。

附 則

- 1 この要項は令和6年4月1日から施行する。
- 2 災害等により交通機関が運行されない場合の授業等の取り扱いについて(令和3年1月1日第9回教授会申合せ)は廃止する。